

第十七条第四項第一号イ中「三千五百二十万円」を「三千六百三十万円」に改め、同号ロ中「二千六百四十万円」を「二千七百二十万円」に改め、同項第二号中「四千五百三十万円」を「四千六百七十万円」に改める。

第十八条中「三十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「三百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「三百二十九万九千二百円」を「三百三十七万三千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百五十一万四千円」を「三百五十九万四千四百円」に改める。

第十六条第三項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第十一条の規定は、令和六年四月以後の月分の予防接種法(以下この条において「法」という。)による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額(当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。)並びに遺族年金の額(以下この項において「年金等の額」という。)について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額について、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和六年四月以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

第三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正

正する。

附則第二条及び第三条を削る。

附則第一条ただし書中「以下「改正法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

政令第百十七号
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成二十一年政令第九十八号)第五条の規定に基づき、この政令を制定する。
第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同條第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同項第二号中「百万六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同條第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同項第二号中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同條第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第六条第五項第一号中「三百五十二万円」を「三百六十三万円」に改め、同項第二号中「三百六十万円」を「三百七十二万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(以下「法」という。)による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額(当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。)並びに遺族年金の額(以下この項において「年金等の額」という。)について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十二条第一項の規定は、令和六年四月以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則第一条ただし書中「以下「改正法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

6 | 8 |

(略)

(削る)

9 11	(略)
別表第二(二) 出張所(第百十八条関係)	

名 称	位 置
(略) 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	(略) 大船渡市大船渡町
仙台検疫所花巻空港出張所 (略)	花巻市東宮野目 (略)

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十八号
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

令和六年三月二十九日

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令規則(平成十三年厚生労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(本省及び中央労働委員会の定員)
第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

合 計	中 央 労 働 委 員 会	本 省	区 分	定 員	備 考
三三、七五九人	九八人	三三、六六一人	(略)	(略)	

7 | 9 |

(略)

(再乱用防止対策官の設置期間の特例)

10 | 第七百二十八条第二項第五号ロの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11 13	(略)
別表第二(二) 出張所(第百十八条関係)	

名 称	位 置
(略) 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 (新設)	(略) 大船渡市大船渡町 (新設)

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

(本省及び中央労働委員会の定員)
第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

合 計	中 央 労 働 委 員 会	本 省	区 分	定 員	備 考
三三、五一七人	九九人	三三、四一八人	(略)	(略)	

附 則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。○厚生労働省令第六十九号
予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項並びに予防接種法施行令(昭和二十二年政令第百九十七号)第三条の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(予防接種法施行規則等の一部を改正する省令
第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(Hib感染症の予防接種の対象者)

第二条の二 令第三条第一項の表Hib感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める月は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月とする。

ワクチン	月
乾燥ヘモフィルスB型ワクチン	生後六十月
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオヘモフィルスB型混合ワクチン	生後九十月

改 正 後

(新設)

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)

第二条の六 令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

第二条の七・第二条の八 (略)

(特定疾病)

第二条の九 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)。とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオヘモフィルスB型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオヘモフィルスB型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)

十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)

百日せき

(略)	（報告すべき症状）	対象疾病	症状	期間	
	第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対 疾の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄 掲げる期間内に確認されたものとする。	H i b 感染症	(略)	(略)	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	十歳（予防接種実施規則第九条又は第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合にあつては、十五歳）

(略)	H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	(略)		ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風	(略)	第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対疾病的区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄掲げる期間内に確認されたものとする。
(略)	(略)	(略)		(略)	十歳	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）

